

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>573単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>641単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>712単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>780単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>847単位</u></p> <p> (二) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>573単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>641単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>712単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>780単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>847単位</u></p> <p>(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>675単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>741単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>812単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>878単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>942単位</u></p> <p> (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>675単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>741単位</u></p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p> (二) 介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p>(2) 経過的小規模介護福祉施設サービス費</p> <p> (一) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)</p> <p> a 要介護1 <u>661単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>726単位</u></p> <p> c 要介護3 <u>797単位</u></p> <p> d 要介護4 <u>862単位</u></p> <p> e 要介護5 <u>926単位</u></p> <p> (二) 経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)</p> <p> a 要介護1 <u>661単位</u></p> <p> b 要介護2 <u>726単位</u></p>

c	要介護 3	<u>812単位</u>
d	要介護 4	<u>878単位</u>
e	要介護 5	<u>942単位</u>
ロ	ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
(一)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	要介護 1	<u>652単位</u>
b	要介護 2	<u>720単位</u>
c	要介護 3	<u>793単位</u>
d	要介護 4	<u>862単位</u>
e	要介護 5	<u>929単位</u>
(二)	経過的ユニット型介護福祉施設サービス費	
a	要介護 1	<u>652単位</u>
b	要介護 2	<u>720単位</u>
c	要介護 3	<u>793単位</u>
d	要介護 4	<u>862単位</u>
e	要介護 5	<u>929単位</u>
(2)	経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	
(一)	経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>747単位</u>
b	要介護 2	<u>813単位</u>
c	要介護 3	<u>885単位</u>
d	要介護 4	<u>950単位</u>
e	要介護 5	<u>1,015単位</u>
(二)	経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>747単位</u>
b	要介護 2	<u>813単位</u>
c	要介護 3	<u>885単位</u>
d	要介護 4	<u>950単位</u>
e	要介護 5	<u>1,015単位</u>

注 1～4 （略）

c	要介護 3	<u>797単位</u>
d	要介護 4	<u>862単位</u>
e	要介護 5	<u>926単位</u>
ロ	ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	
(1)	ユニット型介護福祉施設サービス費	
(一)	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>638単位</u>
b	要介護 2	<u>705単位</u>
c	要介護 3	<u>778単位</u>
d	要介護 4	<u>846単位</u>
e	要介護 5	<u>913単位</u>
(二)	ユニット型介護福祉施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>638単位</u>
b	要介護 2	<u>705単位</u>
c	要介護 3	<u>778単位</u>
d	要介護 4	<u>846単位</u>
e	要介護 5	<u>913単位</u>
(2)	ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費	
(一)	ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(I)	
a	要介護 1	<u>732単位</u>
b	要介護 2	<u>798単位</u>
c	要介護 3	<u>869単位</u>
d	要介護 4	<u>934単位</u>
e	要介護 5	<u>998単位</u>
(二)	ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費(II)	
a	要介護 1	<u>732単位</u>
b	要介護 2	<u>798単位</u>
c	要介護 3	<u>869単位</u>
d	要介護 4	<u>934単位</u>
e	要介護 5	<u>998単位</u>

注 1～4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

(新設)

6 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

(新設)

7～10 (略)

5～8 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注12を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(新設)

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

(新設)

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算(I)として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) ADL維持等加算(I) 30単位

(2) ADL維持等加算(II) 60単位

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令

常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注14において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令

第412号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。) に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、タを算定している場合は、算定しない。

15～18 (略)

19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 (略)

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 200単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

(削る)

第412号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。) に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ソを算定している場合は、算定しない。

12～15 (略)

16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、注15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 (略)

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算 400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「一次入所」という。)している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所(以下この注において「二次入所」という。)する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、ヘを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養

へ 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

(削る)

ト 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ト 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

チ 経口維持加算

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I) | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 経口維持加算(I) | 400単位 |
| (2) 経口維持加算(II) | 100単位 |

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる

(削る)

リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I) 90単位

(2) 口腔衛生管理加算(II) 110単位

(削る)

(削る)

(削る)

ヌ・ル (略)

ヲ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に

入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ヌ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ル 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ヲ・ヅ (略)

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に

ついて看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

ワ～タ (略)

レ 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそう}管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算(I) 3単位

(2) 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算(II) 13単位

ソ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継

ついて看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(I)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(II)として、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(I)を算定している場合は、算定しない。

ヨ～ソ (略)

ツ 褥瘡^{じよくそう}マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡^{じよくそう}管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ネ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師

継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(I) 10単位
- (2) 排せつ支援加算(II) 15単位
- (3) 排せつ支援加算(III) 20単位

ツ 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ネ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 科学的介護推進体制加算(I) 40単位
- (2) 科学的介護推進体制加算(II) 50単位

ナ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

ラ サービス提供体制強化加算

と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ナ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(II) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

(削る)

△ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | |
|--|
| (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから <u>ラ</u> までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから <u>ラ</u> までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから <u>ラ</u> までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 |

(削る)

(削る)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(I)イ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(II) | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算(III) | 6単位 |

ㇿ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | |
|--|
| (1) 介護職員処遇改善加算(I) イから <u>ナ</u> までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算(II) イから <u>ナ</u> までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算(III) イから <u>ナ</u> までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 |
| (4) <u>介護職員処遇改善加算(IV)</u> (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 |
| (5) <u>介護職員処遇改善加算(V)</u> (3)により算定した単位数の10 |

ウ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからラまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからラまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(イ) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>714単位</u>
b 要介護2	<u>759単位</u>
c 要介護3	<u>821単位</u>
d 要介護4	<u>874単位</u>
e 要介護5	<u>925単位</u>

(ニ) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>756単位</u>
b 要介護2	<u>828単位</u>
c 要介護3	<u>890単位</u>
d 要介護4	<u>946単位</u>
e 要介護5	<u>1,003単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>788単位</u>
b 要介護2	<u>836単位</u>

0分の80に相当する単位数

ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(イ) 介護保健施設サービス費(i)

a 要介護1	<u>701単位</u>
b 要介護2	<u>746単位</u>
c 要介護3	<u>808単位</u>
d 要介護4	<u>860単位</u>
e 要介護5	<u>911単位</u>

(ニ) 介護保健施設サービス費(ii)

a 要介護1	<u>742単位</u>
b 要介護2	<u>814単位</u>
c 要介護3	<u>876単位</u>
d 要介護4	<u>932単位</u>
e 要介護5	<u>988単位</u>

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

a 要介護1	<u>775単位</u>
b 要介護2	<u>823単位</u>